## 不法投棄案件 公開・非公開の考え方

今回は、不法投棄案件の報告を行う諮問委員会となるので、報告に先立ち公開・非公開の考え方を整理する

下記の基本的な考え方に則り、具体的には以下の取り回しで行う

## 1. 基本的な考え方

○離島対策等検討会運営規則

第7条 検討会は、原則、議事録および資料を公開することとする。ただし、**個別の自治体 や関係者の情報については必要に応じて非公開**とする旨を検討会において決定する

## 2. 非公開について

1)審議資料

下記2点については、要請地方公共団体の要望を受け、現時点では非公開とし次年度6月の実績報告時に公開とする

項目	理由
投棄実行者氏名	今回審議対象となる2案件について、 <b>当該地方公共団体は投棄実行者 の氏名を現時点では非公開</b> としており、地方公共団体の要望により <b>非公開</b> とする (参考)情報公開法 [個人]:特定の個人を識別できる情報 → 不開示情報とする規定あり(同法5条) [法人]:特定の法人 " → なし (ただし、法人の正当な利益を害するおそれのある情報は不開示情報)
協力要請予定額	協力要請予定額については、 <b>業者選定(入札)が当検討会後約1ヶ月</b> 経過してからの開催になる予定であり、入札基準価格を推測されるもの になるため非公開とする

2)協力要請書(添付資料含む) ⇒ 上に同じ